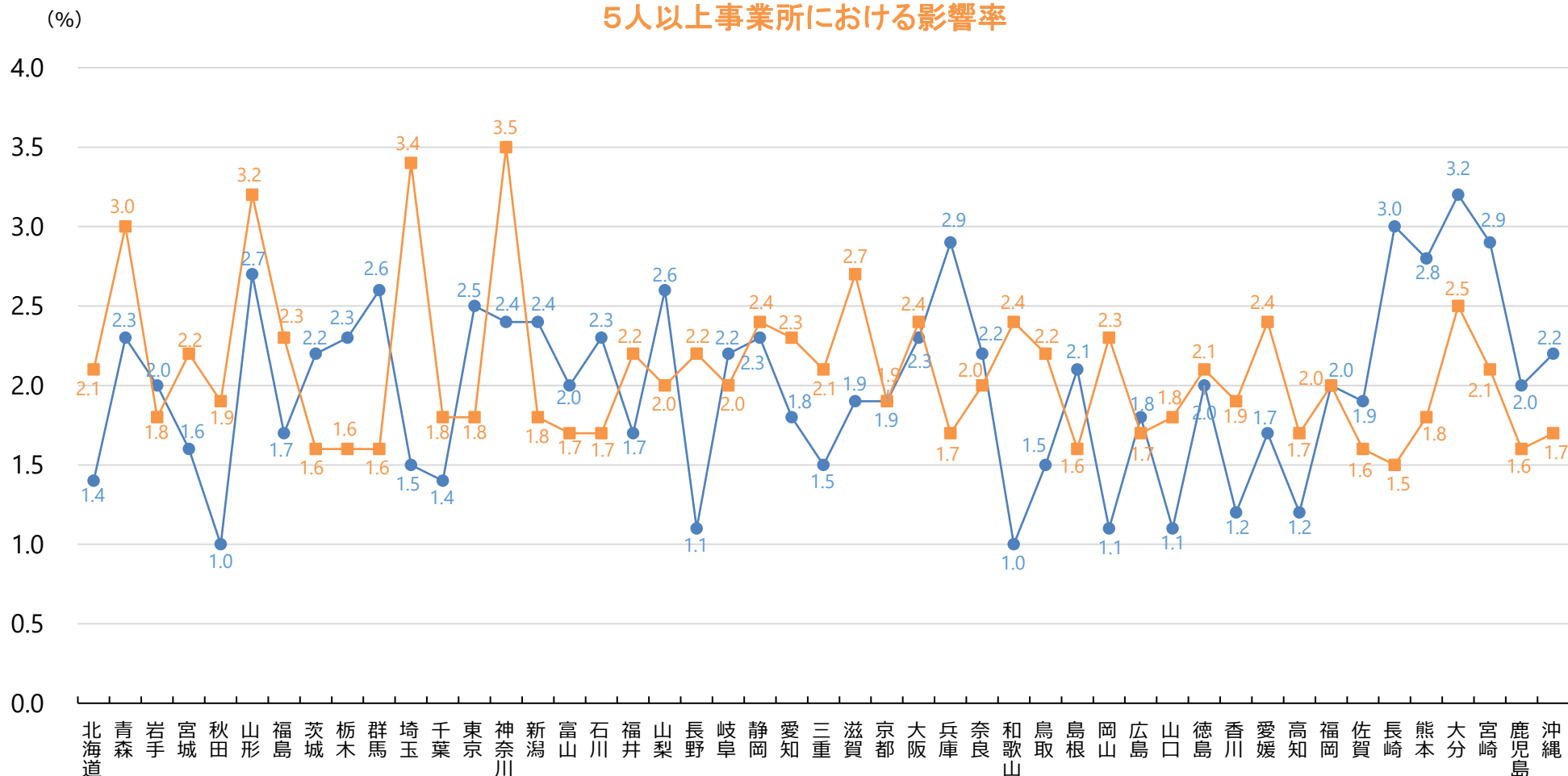


最低賃金の未満率（2025年、都道府県別）

- 最低賃金に関する基礎調査による30人未満（製造業等は100人未満）事業所及び賃金構造基本統計調査特別集計による5人以上事業所における「未満率」は、都道府県によって異なる。

30人未満(製造業等は100人未満)事業所における影響率

5人以上事業所における影響率



資料出所 厚生労働省「令和7年最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。